

見附市告示第69号

見附市設備投資応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月18日

見附市長 稲田 亮

見附市設備投資応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市設備投資応援補助金交付要綱（平成27年見附市告示第94号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「する。」の次に「ただし、新潟県のハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）登録要綱第8条に基づき新潟県に認定されたパパ・ママ子育て応援プラス認定企業は、額及び限度額を補助対象経費の24パーセント以内の額（その額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、120万円を限度とする。」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市設備投資応援補助金交付要綱の規定は、令和5年4月3日から適用する。